

測位航法学会規則

(1. 名称)

第1条 本会は 測位航法学会と称する。
英語名 Institute of Positioning, Navigation and Timing

(2. 所在地)

第2条 東京都江東区越中島 2-1-6 東京海洋大学 先端科学技術研究センター内

(3. 目的)

第3条 本会の目的は以下の通りである。

1. 測位、航法、調時及びそれに関連する研究の振興
2. 内外の学会及び諸団体との連絡
3. 測位、航法、調時技術に携わる人材の育成

(4. 事業)

第4条 本会の事業は下記の通りである。

1. 研究報告会の開催 毎年 1 回全国大会を開催する。その他必要に応じて臨時の研究報告会／シンポジウム／セミナー等を開催する
2. 機関紙／ニューズレターの発行（年 4 回予定、必要に応じて臨時号）
3. 意見の発表 時宜により本会の名を以ってこれを行う
4. インターネット上で論文集を公開する（ID・パスワード管理で会員のみ閲覧可）
5. その他本会の目的を達するために適当であると認められる事業

(5. 会員)

第5条 本会は測位、航法、調時及びこれに関連する事項の研究者をもって組織する。
測位、航法、調時の研究に関係ある団体または官庁、及び本会の目的に賛同し本会の事業を援助する法人等も会員になることができる。

第6条 本会に入会しようとするものは理事会の承認を得なければならない。

第7条 会員は会費として毎年 4 月（5 月以降に入会しようとするものは入会時）までに下記の金額を納めなければならない。

1. 個人会員 5000 円
2. 賛助会員 3 万円
3. 法人会員 5 万円
4. 特別法人会員 30 万円
5. 学生会員 1000 円

第8条 会員は測位航法学会の機関紙／ニューズレターおよび論文集閲覧ID／パスワードの配布を受けることができる。

第9条 退会しようとする会員は書面によりその旨を理事会に申し出なければならない。

第10条 会員であって会費を継続して3年以上滞納した場合は原則として会員の資格を失うものとする。また本会の対面を毀損する行為がある時は理事会の決議により除名されることがある。

(6. 機関)

第 11 条 本会には次の役員と委員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

理事 15名

監事 2名

論文編集委員

会誌編集委員

その他各事業開催に関わる実行委員

第 12 条 会長は理事の互選によって選出され、本会を代表し、理事会を主宰する。副会長は理事の互選によって選出され、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。

第 13 条 理事は会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。選出方法は別途定めるものとする。理事は会務を分担する。

第 14 条 監事は会員中より理事会の推薦を受けて選出し、総会の承認を得なければならない。監事は会計を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第 15 条 各役員任期は3年とする。但し重任を妨げない。

(7. 総会)

第 16 条 本会は毎年1回会員総会を開く。理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったときには臨時総会を開くことができる。

第 17 条 理事会は総会の議事、会場及び時期を定めて予めこれを会員に通知し総会において会務及び会計の報告をする。

第 18 条 総会の議長はその都度会員中より選出する。

(8. その他)

第 19 条 本規則の変更及び本会の解散は理事の過半数または会員の10分の1以上の提案により総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 20 条 本会の事務局は、東京海洋大学 先端科学技術研究センタ内に置く。

第 21 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 22 条 総会における決定は本規則において特段の定めがある場合の外出席会員の過半数による。可否同数の場合には議長がこれを決定する。

第 23 条 地方または研究題目により部会を設立しようとするときは理事会にその規約を提出し承認を受けなければならない。

第 24 条 本会の事業の執行に必要な細目は理事会がこれを定める。

第 25 条 創立の大会を第1回総会とし第1回の総会までに入会の申し込みをした者は第5条の規定に拘らずこれを会員とする。

第 26 条 本会は平成21年8月25日を以って設立されたものとする。

以上